

野田市指令（野環清）第4号

住 所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
氏 名 株 式 会 社 丸 幸
代表取締役 渡 邊 均

一般廃棄物処理業許可証

令和8年5月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可する。

令和 8年 6月 1日

野田市長 鈴木



許可番号第18号

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取扱い廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
一般家庭から排出される臨時又は多量の一般廃棄物 |
| 2 | 処理区分 | 収集・運搬（積替・保管を除く） |
| 3 | 取扱事業所 | 許可申請書のとおり |
| 4 | 許可期間 | 令和 8年 7月 4日から
令和 10年 7月 3日まで |
| 5 | 許可条件 | <ul style="list-style-type: none">・ 運搬車及び作業用具は、常に整備し、清潔の保持に努めること。・ 運搬車は、法令による点検及び整備を遵守すること。また、収集又は運搬の作業をする際は、特に収集先の事業所及び市の処理施設の周辺において、地域の住民に迷惑を及ぼさないように留意すること。・ 法その他関係法令を遵守すること。・ びん、缶、ペットボトル及び資源化の可能な紙類等については、資源化を行い、市施設へ搬入しないこと。・ 市施設に搬入できる廃棄物は、「事業活動に伴って生じる可燃ごみ」又は「一般家庭から臨時又は多量に発生した可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみで市施設に家庭ごみ排出者証明書の提出がされたもの」に限ること。・ 医療機関から発生する特別管理一般廃棄物については取り扱わないこと。・ その他、市係員の指示に従うこと。 |